

再生手続開始申立等企業の認定について

1 趣 旨

中小企業総合振興資金融資要領に基づき、経済環境変化対応資金「経営環境変化対応貸付」の融資の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 再生手続開始申立等の定義

この取扱いにおいて、「再生手続開始申立等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 再生手続開始（民事再生法）、破産（破産法）、更生手続開始（会社更生法）又は特別清算開始（会社法）の申立が裁判所に対して行われたこと。
- (2) 手形又は小切手の不渡りにより、手形交換所（手形法第83条及び小切手法第69条により法務大臣が指定するものに限らず、社会的に手形交換所としての実態を有しているものを含む。）において、いわゆる取引停止処分となったこと。
- (3) 債権者会議等を開催して、内整理等私的な倒産処理が開始されたこと。

3 再生手続開始申立等企業の認定

- (1) 道は、再生手続開始申立等を行った事業者のうち、負債総額に道内に事業所を有する中小企業者等に対する一般負債が存在するものを「再生手続開始申立等企業」として認定するものとする。
- (2) 再生手続開始申立等企業の認定については、再生手続開始申立等を行った企業及びその債権者の代表による連名での申請により行うものとする。

ただし、上記「2 再生手続開始申立等の定義」(1)に該当する事業者であって、再生手続開始申立等の事実が新聞等の報道、民間信用調査機関の発表等により既に一般に認知され、道内中小企業者等に対する影響が大きく、速やかに認定を行う必要があると認められるときは、再生手続開始申立等の事実及び道内に事業所を有する中小企業者等に対する一般負債の額が確認できる書類をもって認定を行うことができるものとする。

- (3) 再生手続開始申立等企業の認定事務は、その企業の本店の所在地を管轄する総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）において行うものとする。

ただし、当該企業の本店の所在地が道外にある場合及びその再生手続開始申立等による道内中小企業への影響度を勘案して、必要がある場合には、経済部が行うものとする。

4 認定申請の手続き

- (1) 再生手続開始申立等企業の認定申請は、再生手続開始申立等を行った企業及びその債権者の代表が連名で、再生手続開始申立等企業認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を再生手続開始申立等を行った企業の本店の所在地を管轄する総合振興局等に提出して行うものとする。

ただし、再生手続開始申立等を行った企業の代表者が不在の場合等やむを得ない理由がある場合は、債権者の代表のみによる申請についても認めるものとする。

- (2) 申請書には次の書類を添付するものとする。

ア 再生手続開始申立等企業概要書（様式第2）

イ 再生手続開始申立等を行った時点における財務諸表（当該時点のものを添付することができない場合には、直近時のものに代えることができるものとする。）

- (3) 認定申請の期限は、再生手続開始申立等を行った日から概ね3か月以内とする。3か月を大幅に超過して申請があった場合については、申請が遅くなった理由を聴取するものとする。

5 認定申請の指導等

- (1) 認定申請の指導は、再生手続開始申立等を行った企業又はその債権者の所在する地区の商工会議所又は商工会が行うものとする。
- (2) 多数の中小企業が債権を有するものや、負債総額が相当多額の場合など、社会的な影響が大きい倒産が発生した場合には、道、市町村、商工会議所、商工会、北海道中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）及び（公財）北海道中小企業総合支援センター（以下「支援センター」という。）等関係機関が連携をとって、本融資制度の円滑な運用に努めるものとする。

6 認定の事務

- (1) 再生手続開始申立等の事実の確認は、新聞等の報道、民間信用調査機関の発表等により既に公表されたもの、又は、裁判所へ提出した申立書の写しの提出や関係者からの事情の聴取等によって行うものとする。
- (2) 負債金額の確認は、申請書に添付された財務諸表との照合、又は、新聞等の報道、民間信用調査機関の発表等により既に公表された資料や再生手続開始申立等を行った企業からの提供資料などにより行うものとする。
- (3) 認定した再生手続開始申立等企業には、1件ごとに認定番号を付し、再生手続開始申立等企業認定番号簿（様式第3）に記載するものとする。

認定番号は、各総合振興局等ごとの一連番号とし、次の例によるものとする。

【例：空知総合振興局の場合】「認定空知〇〇号」

- (4) 認定後において、債権者の追加及び債権額の変更等があった場合には、新たな認定の手続きは要しないものとする。

7 関係機関への通知等

- (1) 再生手続開始申立等企業を認定したときは、次の関係機関等へ通知するものとする。（様式第4～7）
 - ア 申請者
 - イ 各総合振興局等
 - ウ 市町村、商工会議所、商工会、中央会（支部及び本部）並びに支援センター（支部及び本部）（認定総合振興局等以外の総合振興局等管内に所在する市町村、商工会議所、商工会、中央会支部及び支援センター支部については、当該総合振興局等経由）
 - エ 北海道信用保証協会（再生手続開始申立等企業の所在地を担当する支店及び本店業務部）
 - オ 経済部
- (2) 通知を受けた総合振興局等、市町村、商工会議所、商工会、中央会及び支援センターは、広報誌、報道機関などを活用して広く周知に努めるとともに必要に応じて関係者に通知を行い、また本融資制度の利用について指導を行うものとする。
- (3) 認定の事務及び関係機関への通知は、可能な限り速やかに行うものとする。
- (4) 再生手続開始申立等企業の認定を行った場合であって、認定後、中小企業信用保険法第2条第5項第1号による指定を受けた場合にあっては、融資取扱期間が3か月から保険法の指定の期間内に延長されるため、その旨の通知を行うものとする。